

日EU間でのAEO(認定事業者) 制度の相互承認に合意

日本・EUの企業に、通関手続の円滑化による
コスト低減の新たな可能性

日本とEUの貿易業者にとって、簡素化された税関手続が認められる重要な機会となります。

欧州連合(EU)と日本の税関当局は、2010年6月24日、認定事業者(Authorized Economic Operator: AEO)制度を相互に承認することで合意に達し、相互承認に係る取決めへの署名を行いました。本取決めの実施により、日本とEUのAEO事業者に係る通関手続の円滑化が一層促進されることとなります。

具体的には、日本のAEO事業者は、EUにおいてEUのAEO事業者と同等の便益を享受し、また、EUのAEO事業者も、日本において日本のAEO事業者と同等の便益を享受することとなります。その結果、日EU間の貿易において、両国のAEO事業者は、輸出時と輸入時に、貨物の審査・検査の一部免除及び通関手続の簡素化等の恩恵を受け、通関手続の円滑化及びリードタイムの短縮が可能となります。

認定事業者(AEO)制度とは?

認定事業者(AEO)とは、サプライチェーンにおける貨物のセキュリティ管理において一定基準を遵守する国際貿易従事者として、あらかじめ税関当局の認定を受けた者のことを言います。

税関当局は、この認定を受けた事業者に対し、通関手続を簡素化し、輸出入時の税関当局の関与を減らします。

相互承認による日本企業へのベネフィットは？

通常、AEO事業者は認定を受けた国でのみ便益を享受することが出来ますが、AEO制度の相互承認により、一方の国で認定されたAEO事業者は、認定手続を改めて行うことなく、相手国においても便益を享受することが出来るようになります。

この度、日EU間でAEO制度の相互承認が合意されたことにより、両国のAEO事業者は、自国輸出時のみならず、相手国輸入時にもAEO制度の便益を享受することが出来ます。

主なAEO制度による便益:

- ▶ 通関手続の簡素化
- ▶ 簡易申告の利用
- ▶ 輸出入貨物の審査・検査及び書類要件の緩和、等

したがって、日本とEUのAEO事業者は、輸出入時の通関手続の円滑化及び通関に要する時間の短縮が可能となり、さらに、終始一貫したサプライチェーンの管理が可能となります。

その他の相互承認の取決め

日本は、次の各国とAEO制度の相互承認の取決めを交わしています。

- ▶ ニュージーランド(2008年5月14日)
- ▶ アメリカ合衆国※(2009年6月26日)
- ▶ カナダ(2010年6月25日)

※ アメリカ合衆国のAEO制度(Customs-Trade Partnership Against Terrorism, C-TPAT)は輸入のみを対象とし、アメリカ合衆国からの輸出を対象としていません。そのため、相互承認の結果、日本のAEO事業者はアメリカ合衆国輸入時にC-TPAT認定事業者同様の便益を享受できますが、C-TPAT認定事業者は、日本への輸入につき便益を享受できません。

EUは、次の各国とAEO制度の相互承認の取決めを交わしています。

- ▶ スイス(2009年7月1日発効)
- ▶ ノルウェー(2009年7月1日発効)

アーンスト・アンド・ヤングが提供するAEO認定支援サービス

アーンスト・アンド・ヤングではAEO認定を目指す企業に、主に、以下のようなサービスを提供しております。

- ▶ 輸出入における企業内のコンプライアンス・プログラムの構築
- ▶ 輸出入におけるコンプライアンス・トレーニングの策定及び実施
- ▶ 輸出入におけるコンプライアンスに関する内部監査のサポート
- ▶ AEO制度の要件等に対する既存のサプライチェーン・セキュリティ対策の見直し

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

インダイレクト タックス

マーク バンチ +81 3 3506 3893 marc.bunch@jp.ey.com
原岡 由美 +81 3 3506 1262 yumi.haraoka@jp.ey.com

アーンスト・アンド・ヤング オランダ アムステルダム事務所

インダイレクト タックス

Folkert Gaarlandt +31 88 407 1676 folkert.gaarlandt@nl.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の14万4千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20100827-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。